

公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団と称し、英文では、CiRA Foundation と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市左京区聖護院川原町53番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、京都大学における iPS 細胞研究を基礎とし、iPS 細胞の臨床応用のための支援、推進、研究開発、細胞製造、普及活動等を行い、もって日本国内及び海外における教育、研究、医療の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 細胞製造、品質評価、細胞保管管理及び細胞調製施設の管理・運営
 2. 研究開発
 3. 研究開発及び臨床応用に対する総合的支援
 4. 研究助成事業
 5. 知的財産・契約及び広報等に関わる業務の支援
 6. 教育訓練及び人材育成
 7. 産学官及び国際交流等を通じた情報共有及び情報発信
 8. その他第3条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、日本国内及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の拠出)

第5条 設立者は、京都大学 iPS 細胞研究基金のうち、以下の表に掲げる財産を、この法人の設立に際して拠出する。

財産種別	場所・物量等
預金	三井住友銀行京都支店 ・ 300万円

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な前条に掲げる財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理・運用)

第7条 この法人の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

(会計原則等)

第11条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める取扱規程による。

(剰余金の非分配)

第12条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第13条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第49条第1項第13号の書類に記載するものとする。

第4章 会員

(種別)

第14条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(2) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で、理事会において推薦された者

(会員の入会、資格喪失、退会、除名等)

第 15 条 会員の入会資格、会費、資格喪失、退会、除名等に関する事項は、理事会の決議による入会及び退会規程において別に定める。

第 5 章 評議員

(評議員の定数)

第 16 条 この法人に評議員 3 名以上 10 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 17 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人ではない団体で代表者又は管理人の定めあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 1 項第 9 号の規定の適用を受けるものをいう。）

又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第 18 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げないものとする。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとし、再任を妨げないものとする。

3 評議員は、第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第 19 条 評議員は、無報酬とする。ただし、特別な職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 6 章 評議員会

（構成）

第 20 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第 21 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産変動計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 定款第 47 条にかかる公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 22 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 23 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第 24 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（決議）

第 25 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 28 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の中から選出された者 2 名は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

(評議員会運営規則)

第 27 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める。

第 7 章 役員

(役員を設置)

第 28 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 10 名以内
- (2) 監事 1 名以上 3 名以内

2 理事のうち 3 名以内を代表理事とし、代表理事のうち 1 名を理事長、2 名以内を専務理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、1 名以上 3 名以内を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 29 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事長及び専務理事は理事会の決議によって代表理事の中から選定する。

4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数が、理事の総数（現在数）の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 各理事について、各監事と特別利害関係（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第10号に規定するものをいう。）を有してはならない。
- 8 理事のうち1名以上は、この法人の業務執行理事又は使用人でなく、かつ、その就任の前10年間この法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずるものとして内閣府令で定める者でなければならない。
- 9 監事のうち1名以上は、その就任の前10年間この法人の理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずるものとして内閣府令で定める者でなければならない。

（理事の職務及び権限）

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げないものとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げないものとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第33条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員報酬等）

第34条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
(賠償責任の一部免除又は限定)

第 34 条の 2 財団は、一般法人法第 198 条において準用する一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、理事、監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第 198 条において準用する一般法人法第 113 条に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

2 財団は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。以下、本項において同じ。）、監事との間で、前項の賠償責任について、当該理事、監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 1 万円以上であらかじめ定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 8 章 理事会

(構成)

第 35 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 36 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 名誉理事の称号付与、顧問及び参与の選任及び解任
- (5) 名誉理事、参与及び顧問に対する報酬等の支給基準
- (6) 入会の基準及び賛助会費の金額に係る定め
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第 37 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、各専務理事が、専務理事が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 38 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長が出席できないときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順序により他の理事がこれにあたる。

(決議)

第 39 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、本項前段の規定は、第 30 条

第3項の規定による報告については、適用しない。

- 4 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

(理事会運営規則)

第41条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

(業務執行会議)

第42条 この法人に、業務執行会議を置くことができる。

- 2 前項の会議は、代表理事及び業務執行理事で構成する。
- 3 第1項の会議は、理事会又は代表理事より諮問された事項及び業務を執行するにあたって必要な事項について協議を行う。
- 4 第1項の会議の議事の運営の細則は、理事会において定める。

(名誉理事)

第43条 この法人に著しい貢献のあった代表理事であった者に対し、理事会の決議により名誉理事の称号を与えることができる。

- 2 名誉理事は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し意見を述べることができる。
- 3 名誉理事は、無報酬とする。ただし、特別な職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 4 名誉理事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問及び参与)

第44条 この法人に、理事会の決議により、任意の機関として、若干名の顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、次の職務を行う。
 - (1) 代表理事又は業務執行理事の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 顧問及び参与は無報酬とする。ただし、特別な職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 4 顧問及び参与には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第17条についても適用する。

(解散)

第46条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他

法令で定められた事由によって解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 47 条 この法人が公益認定を受けた後において、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 箇月以内に、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 20 号イに掲げる私立学校法人又は同号ホに掲げる国立大学法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 48 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 20 号イに掲げる私立学校法人又は同号ホに掲げる国立大学法人に贈与するものとする。

第 10 章 備付け帳簿及び書類

(備付け帳簿及び書類)

第 49 条 代表理事は、この法人の主たる事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 定款
- (2) 事業報告
- (3) 事業報告の附属明細書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (7) 財産目録
- (8) 事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (9) 監査報告
- (10) 認定、許可等及び登記に関する書類
- (11) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (12) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
- (13) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (14) その他法令で定める帳簿及び書類
- (15) 評議員会の議事録又は評議員会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録
- (16) 理事会の議事録又は理事会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録
- (17) 会計帳簿

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 50 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報保護)

第 51 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、電子公告の方法による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 12 章 補則

(委任)

第 53 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の事業年度は、第 8 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。

3 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

阿曾 沼 慎司 松本 紘 齋藤 英彦 奥 正之

4 この法人の設立時理事、設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 畠 賢一郎 松山 晃文 西田 幸二 日戸 興史 山中 伸弥
高須 直子

設立時監事 國谷 史朗 新川 大祐

5 この法人の設立者の氏名及び所在地は、次のとおりである。

国立大学法人 京都大学

京都府京都市左京区吉田本町 3 6 番地 1

附 則 (令和 5 年 6 月 2 6 日)

1 定款第 28 条第 2 項、第 29 条第 3 項、第 37 条及び第 38 条の変更については、令和 5 年 6 月 2 6 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 1 8 日)

1 定款第 21 条第 6 号及び第 34 条の 2 の変更については、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 2 1 日)

1 定款第 29 条第 7 項から第 9 項まで、第 47 条及び第 48 条の変更については、令和 7 年

4月1日から施行する。